

# 観光施設における公共用 EV 充電設備導入に関する契約書(案)

八代市（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）は、相互の連携により、観光施設における公共用 EV 充電設備（以下「充電設備」という）の導入を進めることとし、次のとおり、観光施設における公共用 EV 充電設備導入に関する契約書（以下「本契約」という）を締結する。

## (目的)

第1条 本契約は、本市が有する観光施設（以下「市有施設」という。）における自動車充電インフラを整備することで、当該施設における利便性の向上を図るとともに、「ゼロカーボンシティ八代」の実現と、環境配慮型の観光振興（サステナブル・ツーリズム）を通じて、観光客の誘客を図ることを目的とする。

## (基本理念)

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、互いに連携・協力し、誠実にこれを履行しなければならない。

## (甲及び乙の主たる役割)

第3条 甲は、観光施設において充電設備の設置場所を確保するものとし、乙は当該場所に充電設備を設置・運用するものとする。

## (実施期間)

第4条 本契約の有効期間は、契約締結の日から、令和17年3月31日以降、乙が行う充電設備の撤去及び原状回復が完了する日までとする。なお、原状回復の範囲等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 前項の期間については、甲乙協議の上、延長することができる。

## (事業費用)

第5条 充電設備の設置および運用に関する費用（終了時における撤去を含む）は、すべて乙の負担とし、甲は一切費用を負担しない。

2 前項の事業費用については、充電設備の設置および運用に通常必要な備品等の調達についても同様とする。

## (関係法令等の遵守)

第6条 乙は、本事業の実施に当たり、関係法令のほか、公募時の仕様書及び乙が甲に提出した企画提案書等の内容を遵守しなければならない。

## (秘密の保持)

第7条 乙は、業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および契約解除後においても同様とする。

### (情報セキュリティの確保)

第8条 乙は、業務の実施において、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、前条第2項の規定を適用する。

### (個人情報の保護)

第9条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

### (覚書)

第10条 甲及び乙は、本契約に定めのない詳細事項等について定めるため、別途覚書を取り交わすことができるものとする。

### (契約の変更及び解除)

第11条 甲又は乙が本契約の変更又は解除を申し出たときは、協議の上、合意により本契約を変更又は解除することができる。

### (協議事項)

第12条 本契約について疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、これを取り決めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 熊本県八代市松江城町1丁目25番地  
八代市長 小野 泰輔

乙